

皇室制度に関する有識者ヒアリングの実施について

内閣官房皇室典範改正準備室

1 ヒアリングを行う趣旨

現行の皇室典範の規定では、女性の皇族が皇族以外の方と婚姻された時は皇族の身分を離れることとなっていることから、今後、皇室の御活動をどのように安定的に維持し、天皇皇后両陛下の御負担をどう軽減していくかが緊急性の高い課題となっている。一方、皇室の御活動や皇室のあり方については、国家の基本に関わる象徴天皇制度を支えるものであることから、広く国民の理解と支持を得られるものでなければならず、また、憲法や法律はもとより、我が国の歴史や伝統、文化等と深く関連するものである。

このため、以下により、各界の有識者の方々から、皇室の御活動の意義や、女性の皇族に皇族以外の方と婚姻された後も御活動を継続していただくとした場合の制度の在り方等について幅広くご意見を伺い、今後の制度検討の参考とする。

なお、今回の検討は緊急性の高い皇室の御活動の維持と女性皇族の問題に絞り、皇位継承問題とは切り離して行うものであることから、ヒアリングについてもこれらの問題を中心に行うこととする。

2 ヒアリングの進め方

(1) 開催日・ヒアリング対象者

第一回：平成24年2月29日（水）

今谷 明（帝京大学文学部日本文化学科特任教授）

田原 総一郎（ジャーナリスト）

第二回：3月中下旬（調整中）

山内 昌之（東京大学大学院総合文化研究科教授）

大石 眞（京都大学大学院法学研究科教授）

（注）第三回以降については、決定次第公表。

(2) 開催場所

総理大臣官邸

(3) 出席者

ヒアリング対象者、内閣官房副長官（政務、事務）、園部内閣官房参与、内閣官房皇室典範改正準備室職員

(4) 会議の進め方

- ・ ヒアリングは、ヒアリング対象者毎に、30分程度ご本人から意見表明、10分程度質疑応答の合計40分程度、1回に2名程度までとする。
- ・ ヒアリングは原則として公開（ただし、ヒアリング対象者から特に申出があった場合には、質疑応答については非公開とする）。
- ・ ヒアリング対象者から提出いただいた資料及び議事録（質疑応答が非公開となった場合には議事要旨）については、ヒアリング実施後に官邸ホームページに掲載。

3 主なヒアリング事項

別紙のとおり。

問い合わせ先

内閣官房皇室典範改正準備室

担当：久保、岡田、金原

電話：03-3581-4584

FAX：03-3581-7238

(別紙)

ヒアリング事項について

1. 象徴天皇制度と皇室の御活動の意義について

- 現在の皇室の御活動をどのように受け止めているか。
- 象徴天皇制度の下で、皇室の御活動の意義をどのように考えるか。

2. 今後、皇室の御活動の維持が困難となることについて

- 現在の皇室の構成に鑑みると、今後、皇室典範第12条の規定（皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる）などにより皇族数が減少し、現在のような皇室の御活動の維持が困難になることについて、どのように考えるか。（皇室典範改正の必要性・緊急性が高まっていると考えるが、このことについてどう思うか。）

3. 皇室の御活動維持の方策について

- 皇室の御活動維持のため、「女性皇族(内親王・女王)に婚姻後も皇族の身分を保持いただく」という方策について、どう考えるか。
- 皇室の御活動維持のため、他に採りうる方策として、どのようなことが考えられるか。また、そうした方策についてどのような見解を持っているか。

4. 女性皇族に婚姻後も皇族の身分を保持いただくとする場合の制度のあり方について

- 改正後の皇室の規模はどのくらいがふさわしいか。
- 配偶者及び子の身分やその御活動についてどのようなあり方が望ましいのか。皇族とすべきか否か。

5. 皇室典範改正に関する議論の進め方について

- 皇室典範について、今回、今後の皇室の御活動維持の観点に絞り緊急課題として議論することについてどう考えるか。

6. その他

- 女性皇族に婚姻後も皇族の身分を保持いただくとした場合、婚姻等が円滑になされるよう、どのような配慮が必要か。
- その他、留意すべきことは何か。